

平成28年5月12日

答申第702号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、以前当該視聴者に開示した「関連団体運営基準第13条〔報告事項〕(5) 処遇状況、就業条件等」の書式に基づき、「26年度(または最直近年度)のNHKエンタープライズから提出を受けた当該報告文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は、NHKエンタープライズの詳細な処遇状況、就業条件等が記載されており、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程(以下、規程)第8条1項4号に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、規程第8条1項4号の不開示情報に該当するため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は、規程第8条1項4項に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日(第237回審議委員会)第713号諮問、審議
5月12日(第238回審議委員会)審議、答申